

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月4日
【届出者の氏名又は名称】	Abalance株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都品川区東品川2丁目2番4号 天王洲ファーストタワー
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川2丁目2番4号 天王洲ファーストタワー
【電話番号】	03-6864-4001
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 光行 康明
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Abalance株式会社 (東京都品川区東品川2丁目2番4号 天王洲ファーストタワー) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、Abalance株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、明治機械株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者が、2022年3月4日付で、企業内容の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出したことに伴い、2022年2月22日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、関連する事項を訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第5 対象者の状況

#### 4 継続開示会社たる対象者に関する事項

##### (1) 対象者が提出した書類

臨時報告書

#### 6 その他

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第5 【対象者の状況】

### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

#### (1) 【対象者が提出した書類】

##### 【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2022年3月4日に関東財務局に提出

### 6 【その他】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

#### (1) 臨時報告書の提出

対象者は、2022年3月1日付で「臨時株主総会の決議結果に関するお知らせ」を公表し、2022年3月4日付で臨時報告書を関東財務局に提出しております。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです(以下抜粋。)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

##### 1 提出理由

2022年3月1日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年3月1日

#### (2) 当該決議事項の内容

##### <会社提案>

#### 第1号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

小山貴子氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

##### <会社提案・株主提案>

#### 第2号議案 資本金の額の減少の件

##### 1. 減少する資本金の額

資本金の額1,414,059,580円のうち、1,314,059,580円を減少し、資本金の額を100,000,000円といたします。

##### 2. 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数を変更せず、減少する資本金の額1,314,059,580円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

##### 3. 資本金の額の減少の効力発生日

2022年3月31日

<株主提案>

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

川田耕治氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者として、三浦亮太氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	53,484	31,056	268	(注)1	可決 63.06
第2号議案	83,985	829	—	(注)2	可決 99.02
第3号議案	31,228	53,318	268	(注)1	否決 36.82
第4号議案	31,534	53,012	268	(注)3	否決 37.18

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。